

平成 29 年 3 月 24 日
市長定例記者会見用資料

8. 学校給食における食物アレルギー対応について

学校給食における食物アレルギー対応について、文部科学省は平成 24 年に東京都調布市で起きた事故を踏まえ、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定しました。

北海道においては「学校における食物アレルギー対応の進め方」を策定し各市町村に示し、各市町村はそれらの方針を基に食物アレルギー対応の方針を定め、対応を行っております。

恵庭市においては、これまで食物アレルギー対応を細かく個別に対応してきましたが、現在の給食センターの施設・設備、体制が整っていない中で、過度な対応を行うことは事故に繋がる危険性が高いことから、安全性を最優先とするよう北海道教育委員会からの指導もあり、食物アレルギー対応を見直すこととして、新たに「学校給食における食物アレルギー対応の手引」を策定し平成 29 年度から実施するものであります。

1. 今後の食物アレルギー対応について

文部科学省の対応指針を受けて、恵庭市の学校給食における今後の食物アレルギー対応について下記のとおり行うことといたします。

(1) 医師の診断に基づいた対応

平成 29 年度より児童・生徒の食物アレルギー対応は、学校生活管理指導表（医師の診断による）に基づいて行います。

(2) 代替食の提供について

個別の対応は取り止め、平成 29 年度の代替食の提供については、飲用牛乳の代替として緑茶を提供することといたします。また、一部アレルギーの原因となる食品が入らない加工品や調味料などを使用するなどアレルギー対応に配慮した給食の提供に努めます。

(3) 詳しい献立表（アレルギー表）の配布について

保護者の希望により「詳しい献立表(アレルギー表)」を配付いたしますので、食品の確認をしていただき児童生徒に注意喚起を行っていただきます。なお、喫食時に配慮すべき事項等について「連絡・確認票」により学校と面談を通して調整をしていただきます。

(4) 安全性を最優先に

学校給食で最優先されるべきは「安全性」であり、安全性を確保するために何が必要かを関係機関で十分検討します